

熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)発表時の対応について

令和 6 年度からの熱中症特別警戒アラートの運用開始を受け、宇治市立幼稚園、小・中学校並びに育成学級、保育所・認定こども園等におきまして、下記のとおり対応いたしますのでご報告いたします。

記

1 熱中症特別警戒アラートについて

広域的に過去に例のない危険な暑さにより、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがある場合(京都府内のすべての暑さ指数情報提供地点《全8か所 間人 宮津 舞鶴 福知山 美山 園部 京都市中京区 京田辺》において、翌日の日最高暑さ指数が35に達すると予測される場合)に、環境省より対象となる日の前日午後2時頃に発表される。

2 宇治市立小中学校、幼稚園における発表時の対応について

(1) 発表時の対応について

ア 対象となる日が平日の場合、原則、臨時休業とする。

イ 対象となる日が、土日祝日、及び、長期休業日の場合、学校行事・部活動の教育活動については原則、中止・延期とする。

※ 中学校部活動における大会への参加は主催者の判断に従うものとする。

(2) 臨時休業の連絡について

熱中症特別警戒アラートは、前日の午後 2 時頃に発表されるため、発表に伴い、各校より、翌日の臨時休業等について、保護者へ周知を行う。

(3) 熱中症特別警戒アラート発表時の各校園対応フロー図

		対応フロー図
前日	14:00	<ul style="list-style-type: none"> ○特別警戒アラート発表 ○全教職員で情報共有(校内放送、メール、Teams 等) ○翌日の臨時休業に関する準備 ○翌日の対応について保護者連絡(メール配信等を活用)
当日		<ul style="list-style-type: none"> ○教育活動の中止、延期、変更の実施 ○各校園の実態に応じて、園児児童生徒の状況確認 マチコミメールのアンケート機能活用 持ち帰りタブレット端末の活用 電話での健康観察 等を想定

3 育成学級(学童保育)における発表時の対応について

小学校での取り扱いに準じ、臨時閉級とする。土曜日及び夏期等の学校の長期休業期間等についても同様の扱いとする。

なお、臨時閉級となる場合、保護者に対しては、宇治市育成学級連絡システム（宇治市 LINE 公式アカウント）及び宇治市ホームページ等により周知する。

4 保育所・認定こども園等における発表時の対応について

原則、休所とせず開所する。

ただし、熱中症予防のために外出はできるだけ控えるよう呼びかけられていること、また、保育士等の一時的な不足により保育体制が整わない状況となる可能性があることから、保護者が家庭で子どもを養育できる場合などについては、家庭での保育について協力を依頼する。

5 他市(京都府内・公立)における発表時の対応について(令和6年7月26日現在聞き取り状況)

(1) 小中学校、幼稚園

- ・原則臨時休業とする（8市）
- ・臨時休業しない（4市）
- ・臨時休業するかどうか随時判断する（1市）
- ・検討中（1市）

(2) 学童保育

- ・平常時（授業日）・長期休業日ともに臨時閉級する（7市）
- ・平常時（授業日）・長期休業日ともに閉級しない（6市）
- ・平常時（授業日）は学校判断にあわせる。また、長期休業日は閉級しない（1市）

(3) 保育所等

- ・原則、休所とせず開所する（14市）

6 教保第 687 号
令和 6 年 7 月 1 日

該当市町長 様
各市町（組合）教育委員会教育長 様

京都府教育委員会
教育長 前川 明範

府立学校における熱中症対策ガイドライン（改訂版）における
熱中症警戒アラート等の対応に係るQ&Aについて

学校教育活動等における熱中症事故の防止については、令和 6 年 5 月 10 日付け 6 教保第 471 号において「府立学校における熱中症対策ガイドライン（改訂版）」を周知したところですが、この度、「府立学校における熱中症対策ガイドライン（改訂版）における熱中症警戒アラート等の対応に係るQ&A」を作成しましたので参考に送付します。

担当	保健体育課 健康安全教育指導係（金澤）
TEL	075-414-5876

令和6年7月

府立学校における熱中症対策ガイドライン（改訂版） における熱中症警戒アラート等の対応に係るQ&A

Q&A目次

- 1 熱中症警戒アラート等の情報はどこから入手できるのか。……………1
- 2 活動場所において暑さ指数 (WBGT) 計がない場合はどうすればよいか。……………2
- 3 ガイドライン等に「活動場所の全ての人」と記載されているが、誰を指すのか。……………2
- 4 熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートの発表に備え、学校で何をしておけばよいか。……………2
- 5 熱中症警戒アラートが発表された場合の教育活動の中止、延期、変更等にはどのようなものがあるか。……………3
- 6 熱中症特別警戒アラートが発表されていなくても活動場所において暑さ指数 (WBGT) が35以上の場合、どのように対応すればよいか。……………4
- 7 熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートが発表された場合、学校行事等はどのように対応すればよいか。……………4
- 8 熱中症予防のために施設使用や校外学習・研修旅行などをキャンセルした場合のキャンセル料について補償制度はあるのか。……………4
- 9 熱中症事故の場合、日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となるのか。……………4
- 10 熱中症特別警戒アラートが発表された場合、翌日の臨時休業は校長が判断するのか。……………5
- 11 熱中症特別警戒アラートが発表された中、安全が確保された移動（登下校）とはどのような状況か。……………6
- 12 熱中症特別警戒アラートの発表を受け、保護者や児童生徒等に対し、学校はどのような対応が必要か。……………6

- 13 熱中症特別警戒アラートが京都市府で発表されたが、活動先等の都道府県では発表されていない場合、教育活動を実施してよいか。・・・6
- 14 熱中症特別警戒アラートが京都市府に発表されている中、活動先等の都道府県から戻ってきた後、児童生徒等を帰宅させることは可能か。・・・6
- 15 臨時休業の判断に至った場合、府教育委員会に対してどのような報告が必要か。・・・7
- 16 熱中症特別警戒アラートが発表された場合の教育活動実施ができると判断される状況はどういった状況か。・・・7
- 17 熱中症特別警戒アラートが発表された中、教育活動の実施を判断した当日の朝、暑さ指数（WBGT）を測定したところ暑さ指数（WBGT）が35未満であった場合、どのように対応すればよいか。・・・7
- 18 臨時休業を判断した場合、自宅での安全確保が困難な児童生徒等への対応はどのようなものがあるか。・・・8

別紙 「熱中症特別警戒アラート発表時の対応例」・・・9

質 問	回 答	備 考
<p>熱中症警戒アラート等の情報はどこから入手できるのか。</p>	<p>環境省ホームページの他、気象庁の防災情報提供システム、京都府の防災・防犯情報メール配信システム等から入手ができます。</p> <p>【環境省の熱中症予防情報サイトURL】 (https://www.wbgt.env.go.jp/) ※全国約840地点について、今日・明日・明後日(深夜0時まで)の3時間ごとの予測値の提供と、予測値の修正を1時間に1回行っています。</p> <p>【気象庁ホームページ「熱中症から身を守るために」URL】 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kurashi/netsu.html) ※熱中症警戒アラート等の発表状況や気温等の見通しについて確認できます。</p> <p>【京都府の防災・防犯情報メール配信システムについてのURL】 (https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/mail.html) ※注意報、警報等の気象情報、防災啓発情報等を配信します。 登録用2次元コード (令和6年5月現在)</p> <p>【環境省の熱中症予防情報メールシステム登録用URL】 (https://plus.sugumail.com/usr/wbgt/home) ※毎朝7時、登録した観測点の暑さ指数の予測値を配信します。 登録用2次元コード (令和6年5月現在)</p>	<p>府立学校における熱中症対策ガイドライン【改訂版】 p 16、21</p>

質 問	回 答	備 考
<p>2</p> <p>活動場所において暑さ指数(WBGT)計がない場合はどうすればよいか。</p>	<p>環境省「熱中症予防情報サイト」で、全国各地(約840地点)の暑さ指数(WBGT)の値を公表していますので、活動場所に最も近い地点の暑さ指数(WBGT)の値を参考として用います。</p> <p>ただし、環境省で公表している値は、実際の活動場所での値ではありません。実際の活動の場は千差万別であり、暑さ指数(WBGT)は熱中症予防情報サイトの推定値とは異なることに注意が必要です。</p>	<p>府立学校における熱中症対策ガイドライン【改訂版】 p 17</p>
<p>3</p> <p>ガイドライン等に「活動場所の全ての人」と記載されているが、誰を指すのか。</p>	<p>活動場所にいる教職員、児童生徒、関係者等、全ての人を指します。</p>	
<p>4</p> <p>熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートの発表に備え、学校で何をしておけばよいか。</p>	<p>日頃から「府立学校における熱中症対策ガイドライン【改訂版】」に示す熱中症対策チェックリスト及び第5章熱中症の予防措置を参考に熱中症の予防に努めてください。</p> <p>また、熱中症警戒アラート発表時の具体的な対応や校長不在時の対応者等について事前に検討し、危機管理マニュアル等に記載してください。</p> <p>なお、熱中症特別警戒アラート発表時は、臨時休業を含め、教育活動の中止、延期、変更の判断をする必要があるため、対応については危機管理マニュアルの他、内規にも記しておきます。</p> <p>加えて、保護者には、熱中症特別警戒アラートが発表された場合の学校の対応について、事前に通知文書等により周知をしてください。</p>	<p>府立学校における熱中症対策ガイドライン【改訂版】 「チェックリスト」 p 5、6、7 「熱中症警戒アラート等の活用について」 p 17、21 「第5章 熱中症の予防措置」 p 23、24、25、26</p>

質 問	回 答	備 考
<p>熱中症警戒アラートが発表された場合の教育活動の中止、延期、変更等にはどのようなものがあるか。</p>	<p>熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるので、他人事と考えず、暑さから、自分の身を守る必要があることを踏まえ、以下のような対応が考えられます。</p> <p>【中止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○臨時休業 ○体育的活動や野外での活動・実習等の中止 等 <p>【延期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予備日などへの変更 等 <p>【変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オンラインやリモートワークへ変更 ○涼しい環境への活動場所の変更 ○活動時間を涼しい時間帯へ変更 ○活動時間の短縮 ○活動（運動）量の調節 ○参加人数の制限 ○クールダウンの時間の確保 等 <p>なお、暑さ指数に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期していただくとお願いいたします。</p>	<p>府立学校における熱中症対策ガイドライン【改訂版】 p 23、24、25</p>

質 問	回 答	備 考
<p>熱中症特別警戒アラートが発表されなくなっても活動場所において暑さ指数(WBGT)が35以上の場合、どのようなように対応すればよいか。</p>	<p>個々の地点で、暑さ指数(WBGT)が35以上の場合、すでに熱中症警戒アラートが発表されている状況であることが考えられますので、適切な熱中症対策をします。</p> <p>また、熱中症特別警戒アラートは、府内の全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の暑さ指数(WBGT)が35に達すると予想される場合に発表されるものであり、局地的とはいえ暑さ指数(WBGT)が35以上の状況は、危険な暑さであるため、最大限の熱中症予防行動の実践が必要な状況と考えられます。</p> <p>校長は、適切な熱中症対策が取られているかを確認し、適切な熱中症対策の確認が取れない場合は、教育活動の中止、延期、変更等を判断します。</p> <p>熱中症対策の確認には「チェックリスト(2)児童生徒等への指導等(3)活動中・活動直後の留意点」の活用が考えられます。</p>	<p>府立学校における熱中症対策ガイドライン【改訂版】 p 4、5、7、8</p>
<p>熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートが発表された場合、学校行事等はどのように対応すればよいか。</p>	<p>時期を選べるものは、暑くなる時期を避けて計画することが大切です。</p> <p>なお、気象庁から気温等の見通し(2週間先まで)の情報を発信しているので、参考にし、熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートの発表が実施時期と重なる可能性がある場合は、前日に発表された場合の対応や判断を含め計画を立てることが考えられます。</p>	
<p>熱中症予防のために施設使用や校外学習・研修旅行などをキャンセルした場合のキャンセル料について補償制度はあるのか。</p>	<p>熱中症予防のために施設使用や校外学習・研修旅行などをキャンセルした場合のキャンセル料について、国や府からの補償制度は、現在のところありません。</p> <p>なお、体育施設においては、熱中症予防のためにキャンセルした場合のキャンセル料の取り扱いが、各施設で異なるため、事前に確認してください。</p> <p>また、校外学習や研修旅行等については、旅行代理店の担当者と保険等による補償が可能か事前に確認してください。</p>	<p>(例)「熱中症対策によるスポーツ施設の不使用に係る取扱いについて」(京都市文化市民局市民スポーツ振興室)</p>
<p>熱中症事故の場合、日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となるのか。</p>	<p>日本スポーツ振興センターによる災害給付の対象となります。</p> <p>詳細については、「災害共済給付請求事務ガイドブック」(日本スポーツ振興センター)を御確認ください。</p>	<p>災害共済給付請求事務ガイドブック p 3、4</p>

質 問	回 答	備 考
<p>熱中症特別警戒アラートの発表された場合、翌日の臨時休業は校長が判断するののか。</p>	<p>臨時休業は学校教育法施行規則に基づいて<u>校長が判断することとなりますが、下記の状況に鑑み、児童生徒等の安全を守るため、原則、翌日の臨時休業の判断をしてください。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>熱中症特別警戒アラートの発表時は、第一に次のような認識が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、<u>熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じる恐れがある。</u> ・普段心掛けて<u>いる熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がある。</u> ・<u>全ての人が熱中症対策の徹底ができない場合は、翌日の教育活動の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む）等の判断が必要となる。</u> </div> <p>なお、<u>特別な理由があり、児童生徒等の登下校を含めた教育活動において、活動場所にいる全ての人（教職員、児童生徒、関係者等）の安全が確保（「府立学校における熱中症対策ガイドライン【改訂版】」に示す熱中症対策チェックリスト、第5章熱中症の予防措置及び本書を参考）された上で教育活動を実施する場合は、事前に保健体育課へ相談してください。</u>（健康安全教育指導係 TEL：075-414-5876）</p> <p>※参考 休業日等の取り扱いについて 令和6年4月30日付け6教参学第5号の文部科学省通知「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」において、休業日等の取り扱いについては、『学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。』と示されています。</p>	<p>府立学校における熱中症対策ガイドライン【改訂版】 「熱中症特別警戒アラートの対応について」 p 4、5 「チェックリスト」 p 6、7、8 「第5章熱中症の予防措置」 p 23、24、25、26 別紙「熱中症特別警戒アラート発表時の対応例」参照 令和6年4月30日付け6教参学第5号の文部科学省通知「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」 p 4 「4. 休業日等の取り扱いについて（2）」</p>

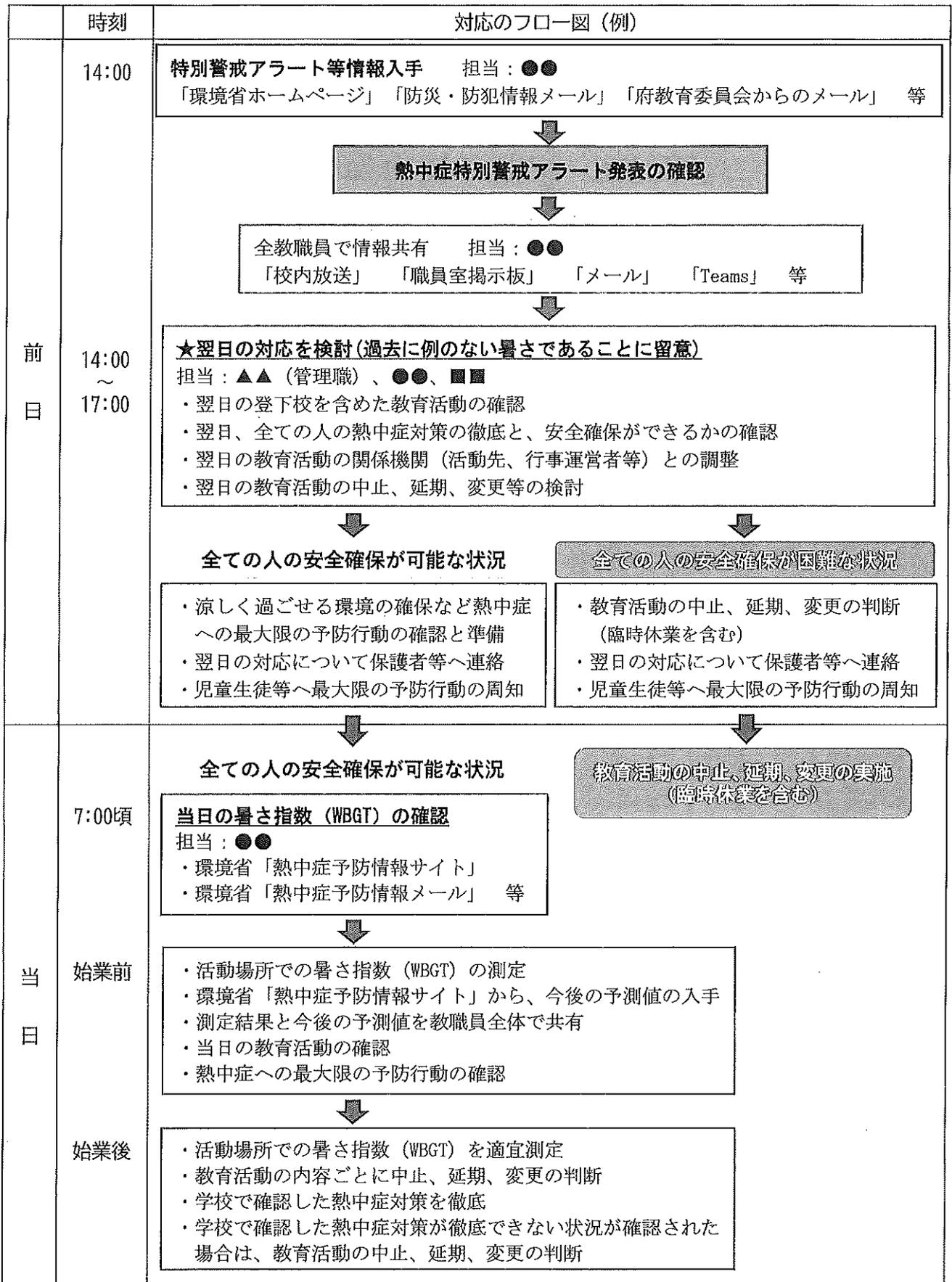
質 問	回 答	備 考
<p>11</p> <p><u>熱中症特別警戒アラート</u>が発表された中、安全が確保された移動（登下校）とはどういった状況か。</p>	<p>通気性・透湿性の良い服装や帽子の着用などにより日差しを遮ること、適切な水分補給が可能で状況であることに加え、暑い環境で過ごす時間を短くすることが大切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関、送迎バス等の涼しい環境での移動が可能である。 ・徒歩等による目的地までの移動が短時間である。 ・屋外での公共交通機関等の待ち時間が短時間にとどまる。 <p>などの状況が考えられます。</p>	
<p>12</p> <p><u>熱中症特別警戒アラート</u>上の発表を受け、保護者や児童生徒等に対し、学校はどのような対応が必要か。</p>	<p>保護者や児童生徒等には、一斉メール送信システム、ホームページ、通知文書などにより臨時休業等の学校の対応について連絡をしてください。</p> <p>併せて、臨時休業の措置の中、最大限の予防行動ができるよう、涼しく過ごせる環境の確保、十分な水分、水やアイスパックの備え等、熱中症予防行動の徹底について周知してください。</p>	
<p>13</p> <p><u>熱中症特別警戒アラート</u>が京都市府で発表されたが、活動先等の都道府県では発表されていない場合、教育活動を実施してよいのか。</p>	<p>出発前の集合場所及び活動場所への移動について、質問11の安全確保がされていることを前提に、教育活動を行う場所の暑さ指数（WBGT）をもとに判断してください。</p> <p>また、熱中症特別警戒アラートが発表されていない状況であっても、熱中症になる可能性は十分にあるので、環境省及び気象庁ホームページ等から情報入手するなど、熱中症予防に努めることが大切です。</p>	<p>府立学校における熱中症対策ガイドライン【改訂版】 p 12、13、16</p>
<p>14</p> <p><u>熱中症特別警戒アラート</u>が京都市府に発表されている中、活動先等の都道府県から戻ってきた後、児童生徒等を帰宅させることは可能か。</p>	<p>児童生徒等の健康状態、疲労に配慮し、熱中症対策の徹底をした上で、帰宅させることが考えられます。</p> <p>(例) 暑さ指数（WBGT）が下がる時間帯まで、冷房の効いた教室等の屋内で待機させた後の帰宅</p> <p>(例) 解散場所で保護者へ引き渡しによる帰宅</p>	

質 問	回 答	備 考
<p>15</p> <p>臨時休業の判断に至った場合、府教育委員会に対してどのような報告が必要か。</p>	<p>熱中症特別警戒アラートの発表にともなう臨時休業についても、気象警報の発表にともなう臨時休業と同様の報告をします。</p> <p>なお、「京都府立学校の管理運営に関する規則 第2章第8条」において、校長は、非常変災その他急迫の事由により、臨時に授業を行わなかったときは、直ちに次に掲げる事項を教育委員会に報告しなければなりません。</p> <p>(1) 臨時休業の期間 (2) 臨時休業の事由 (3) 臨時休業を行ったことに伴う措置 (4) その他参考となる事項</p> <p>と定めており、上記の(1)～(4)について所定の様式(第5号、第6号、第7号)により高校教育課、特別支援教育課に報告をします。</p>	<p>京都府立学校の管理運営に関する規則 第2章第8条</p>
<p>16</p> <p>熱中症特別警戒アラートが発表された場合の教育活動実施ができきると判断される状況はどういった状況か。</p>	<p>次のような状況が考えられます。</p> <p>(例) 室内で活動する部活動において、空調設備を使い、涼しい環境を確保した状況で活動することができ、質問11のように移動(登下校)は、送迎などにより、涼しい環境での移動(登下校)が可能である。</p>	
<p>17</p> <p>熱中症特別警戒アラートが発表された中、教育活動の実施を判断した当日の朝、暑さ指数(WBGT)を測定したところ暑さ指数(WBGT)が35未満であった場合、どのように対応すればよいか。</p>	<p>個々の地点の暑さ指数(WBGT)が35未満であっても、熱中症特別警戒アラートは継続しています。</p> <p>また、暑さ指数(WBGT)は、測定場所や測定条件によって変化するので、<u>活動場所の空間的な範囲を全てカバーするものではないことを考慮し、教育活動の実施を慎重に判断することが重要です。</u></p> <p>なお、活動場所の暑さ指数(WBGT)の適宜測定に加え、環境省の熱中症予防情報サイトで、今後の気温、暑さ指数(WBGT)の変化の予測についても確認し、児童生徒等全ての人の安全確保を行った上で、熱中症対策を徹底してください。熱中症対策の徹底が確認できない場合は、教育活動の中止、延期、変更等の判断をします。</p>	<p>別紙「熱中症特別警戒アラート発表時の対応例」参照</p>

質 問	回 答	備 考
<p>18 臨時休業を判断した場合、自宅での安全確保が困難な児童生徒等への対応はどのようなものがあるか。</p>	<p>市町村によっては、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定と施設の所在地などがホームページ上に公表されています。</p> <p>また、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）が分からなくても、図書館などの公共施設等を利用することで一時的に避難になることを伝えるなどの対応が考えられます。</p> <p>【指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を公表している市町】</p> <p>○京都市 74施設 ○長岡京市 6施設 ○宇治市 12施設 ○八幡市 10施設 ○南丹市 4施設 ○福知山市 13施設 ○京丹後市 11施設 ○与野町 6施設</p>	

熱中症特別警戒アラート発表時の対応例

別紙



※「全ての人」とは、活動場所にいる教職員、児童生徒、関係者等、全ての人を指します。